

一般水道料金表（使用期間2か月・消費税抜き）

令和元年6月1日料金改定

基本料金		水量料金（1㎡につき）	
メーター口径	金額		
13mm	0～6㎡の使用水量分を含む 1,780円	7～20㎡の間の使用水量分（口径25mmは1㎡から）	88円
20mm	0～6㎡の使用水量分を含む 3,320円	21～60㎡の間の使用水量分	152円
25mm	4,340円	61㎡以上の使用水量分	200円
40mm	15,480円		
50mm	25,640円	1～5,000㎡の間の使用水量分	200円
75mm	59,240円	5,001㎡以上の使用水量分	176円
100mm	105,900円		

水道料金の計算について

水道料金は基本料金と水量料金の合計額に消費税を加えたものです(1円未満切捨て)。

計算例) メーター口径13mmのご家庭で、2か月で4.2㎡ご使用になり、消費税率10%の場合

料金の種類	水道料金				小計	消費税額	合計
	基本料金	水量料金(基本水量を超える部分)					
内 訳	0～6㎡	7～20㎡ (88円×14㎡)	21～42㎡ (152円×22㎡)			(小計×10%)	
	1,780円	1,232円	3,344円		6,356円	635円	6,991円

一般水道料金早見表（使用期間2か月・10%消費税込み）

メーター口径 使用水量㎡	13mm 円	20mm 円	25mm 円
0			4,774
1			4,870
2			4,967
3	1,958	3,652	5,064
4			5,161
5			5,258
6			5,354
7	2,054	3,748	5,451
8	2,151	3,845	5,548
9	2,248	3,942	5,645
10	2,345	4,039	5,742
11	2,442	4,136	5,838
12	2,538	4,232	5,935
13	2,635	4,329	6,032
14	2,732	4,426	6,129
15	2,829	4,523	6,226
16	2,926	4,620	6,322
17	3,022	4,716	6,419
18	3,119	4,813	6,516
19	3,216	4,910	6,613
20	3,313	5,007	6,710
21	3,410	5,104	6,807
22	3,507	5,201	6,904
23	3,604	5,298	7,001
24	3,701	5,395	7,098
25	3,798	5,492	7,195
26	3,895	5,589	7,292
27	3,992	5,686	7,389
28	4,089	5,783	7,486
29	4,186	5,880	7,583
30	4,283	5,977	7,680

メーター口径 使用水量㎡	13mm 円	20mm 円	25mm 円
31	5,152	6,846	8,549
32	5,319	7,013	8,716
33	5,486	7,180	8,883
34	5,654	7,348	9,050
35	5,821	7,515	9,218
36	5,988	7,682	9,385
37	6,155	7,849	9,552
38	6,322	8,016	9,719
39	6,490	8,184	9,886
40	6,657	8,351	10,054
41	6,824	8,518	10,221
42	6,991	8,685	10,388
43	7,158	8,852	10,555
44	7,326	9,020	10,722
45	7,493	9,187	10,890
46	7,660	9,354	11,057
47	7,827	9,521	11,224
48	7,994	9,688	11,391
49	8,162	9,856	11,558
50	8,329	10,023	11,726
51	8,496	10,190	11,893
52	8,663	10,357	12,060
53	8,830	10,524	12,227
54	8,998	10,692	12,394
55	9,165	10,859	12,562
56	9,332	11,026	12,729
57	9,499	11,193	12,896
58	9,666	11,360	13,063
59	9,834	11,528	13,230
60	10,001	11,695	13,398

メーター口径 使用水量m ³	13mm 円	20mm 円	25mm 円
61	10,221	11,915	13,618
62	10,441	12,135	13,838
63	10,661	12,355	14,058
64	10,881	12,575	14,278
65	11,101	12,795	14,498
66	11,321	13,015	14,718
67	11,541	13,235	14,938
68	11,761	13,455	15,158
69	11,981	13,675	15,378
70	12,201	13,895	15,598
71	12,421	14,115	15,818
72	12,641	14,335	16,038
73	12,861	14,555	16,258
74	13,081	14,775	16,478
75	13,301	14,995	16,698
76	13,521	15,215	16,918
77	13,741	15,435	17,138
78	13,961	15,655	17,358
79	14,181	15,875	17,578
80	14,401	16,095	17,798

メーター口径 使用水量m ³	13mm 円	20mm 円	25mm 円
81	14,621	16,315	18,018
82	14,841	16,535	18,238
83	15,061	16,755	18,458
84	15,281	16,975	18,678
85	15,501	17,195	18,898
86	15,721	17,415	19,118
87	15,941	17,635	19,338
88	16,161	17,855	19,558
89	16,381	18,075	19,778
90	16,601	18,295	19,998
91	16,821	18,515	20,218
92	17,041	18,735	20,438
93	17,261	18,955	20,658
94	17,481	19,175	20,878
95	17,701	19,395	21,098
96	17,921	19,615	21,318
97	18,141	19,835	21,538
98	18,361	20,055	21,758
99	18,581	20,275	21,978
100	18,801	20,495	22,198

・下水道を使用されているお客さまの場合は、上記水道料金のほかに下水道使用料が合算されます。下水道使用料については、下水道課業務係(☎23-7178)にお問合せください。

・2か月の使用水量が100m³を超える場合、メーターの口径が40mm以上の場合の水道料金は新発田市のホームページをご覧ください。

・使用期間が31日以内(1か月)の場合は、お問合せください。

水道使用のご案内

・水道局の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分です。

ただし、土日、祝日、年末年始は営業しておりません。営業時間外の電話は、業務委託先の新発田管工事業協同組合に転送され、そちらでの受付となりますので、ご承知おさください。

・新たに水道を使用する場合、水道の使用を中止する場合には、使用開始日・中止日の3~4日前頃までに電話等にてご連絡ください。

・2か月に1度、月の前半に検針にお伺いいたしますが、メーターボックス上やその付近に障害物等があると、誤針(メーター数値の見誤り)の原因や認定検針(推定の水量で料金を請求し、次回メーター確認時に差額調整)となる可能性がありますので、正確に検針できるようにご協力をお願いします。

・ご家庭内(メーターより宅内側)の水道工事、水漏れは、水道局では工事を行っておりません。新発田市指定給水装置工事業業者または新発田管工事業協同組合(☎26-1507)へご依頼ください。

・冬期間、水道管の凍結破損が発生しないよう、十分に注意し管理をお願いします。長期間、ご不在にされる場合やふだんご使用にならない場合は、お早めに水道局へ閉栓のご連絡をお願いします。

・その他ご不明な点がございましたら、お問合せください。

新発田市水道局 ☎20-0141(代表)
料金センター ☎23-7191 (料金・引越)